

組合の共同事業 再構築と運営の留意点

共同事業の再構築を

組合の行う共同事業は、中小企業が相互扶助の精神のもとに個々では実現できない生産性や付加価値を創りあげ、経営上の様ざまな隘路を解決してきたところにその意義があり、これまで組合員の事業発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、組合の実態を見てみますと、このような評価がある一方で、組合の財政基盤の脆弱さや組合員の連帯感の欠如などにより組合事業が停滞し、新たな模索を続けている組合も少なくないのも事実です。加えて米国の金融危機に端を発した世界同時不況による経済の停滞ははかり知れないものがあり、わが国の経営環境は大きく変化し、中小企業にも新たな厳しい対応を迫っております。

それだけに組合の生き残りが問題となり、どうすればこの厳しい状況を乗り切り従来のような意義ある役割を果たしていけるかが問

われております。組合は組合員の抱える経営上の課題を共同事業によつて解決しようとする組織ですから、共同事業をいかにして組合員の要請に対応したものにできるかどうかということが要諦であり、ここで共同事業のあり方や運営について検討しながら事業を再構築し、来年度の事業計画に反映させてはいかかでしょうか。

以下、共同事業の選択や運営についての留意点と主な事業の概要について述べます。また、新たな事業を実施するときには、定款変更が必要になる場合があります。

共同事業選択の留意点

組合は、組合事業を通じて組合員の事業経営の近代化、合理化を推進し、経済的地位の向上を図ろうとするものでありますから、組合事業の効果的な実施の如何が、組合目的達成の成否を決定することになります。

したがって、組合事業の選定に

当たっては、それが真に組合員のニーズにあった事業であり、組合員の事業経営の近代化、合理化に寄与するものであるか十分検討する必要があります。少なくとも次の事項に留意することが必要です。

- ①実施しようとする共同事業は、組合員の事業維持、合理化を図るために最も効果的なものであること
- ②事業の選択は、組合員の事業経営上抱える問題など事業の実態及び組合に対するニーズについて十分な把握に基づくものであること
- ③需要の多様化、先端技術の開発等により、人材、情報、技術などソフトな経営資源の充実が要請されている最近の情勢に十分留意し、これらに関する事業を重視すること
- ④組合の事業実施体制、組合員の意識・事業利用の見通し等が事業選択上の一つの基準であるが、なるべく実施しやすいものから選択し、逐次高度な事業に移すような漸進的な方針をとること。
- ⑤事業の陳腐化を招かぬように実施事業の見直しを行い、常に組合員のニーズに合致する事業をとり上げるよう務めること
- ⑥事業の採算性を検討するとともに、実施事業に対応する資金調達、人材、運

営手法等の事業実施体制がとれるか否かを十分検討すること

- ⑦実施しようとする共同事業が行政庁の許認可事項になっているときは、その許認可が得られるかどうかについても検討すること。

共同事業運営の留意点

- ①共同事業の各々について綿密な事業計画及び財務計画を策定すること
 - ②共同事業の運営については、責任体制を確立するとともに、担当者の配置については適材適所主義をとり、かつ、担当者には機敏な活動ができるよう大幅な権限委譲を行なうこと
 - ③事業活動を行なううえで対外的信用の確保が重要なことにかんがみ、責任の所在の明確化、財政基盤の確立等によりその確保に努めること
 - ④組合員に対しては、常にサービス精神を忘れないこと
 - ⑤共同事業の利用は、一部特定の組合員に偏することなく、全組合員が公平に利用できるように工夫すること
 - ⑥組合は常に近代的経営を心がけ、先端技術・設備、近代的経営手法の導入に努めること。
- OAやFA機器の導入は勿論マーケティング手法の活用

についても検討すること⑦取引先のニーズ、市場の動向等に機敏に対応するため、情報力の強化に努めること⑧事業運営にあたっては、市価を基準として行い、組合員への剰余金の還元は事業分量配当制を活用すること⑨実施しようとする共同事業ごとにその運営要領、利用手続等について詳細な規約・規程を設けること⑩各事業とも独立した勘定科目を設定し、経理区分を明確にすること⑪内部牽制制度が十分に機能するよう措置すること⑫組合員が常に自己の組合であるとの認識をもって事業運営に協力するよう諸般の方策を講じること⑬組合員に対し、共同事業利用の責任があることを十分理解させ、他の誘惑に迷わないようにすること⑭組合員に対し、組合の事業方針、年次計画、事業の進捗状況などを周知徹底し、事業利用の増進を図ること⑮組合員に対し、組合事業運営上の決定事項の遵守について徹底すること⑯各組合員の利用状況を把握し、問題点、隘路等の発見に努めるとともに、組合員に対する効果の把握に努めること⑰組合は、事業の目的・実施方法等について常に見直しを行い

時代の変化に遅れないよう留意すること。

各種の共同事業

■共同生産・加工事業

組合員の取扱品について共同生産・加工することにより、原価の引き下げ、規格の統一又は品質の向上等を図ることを目的に行なう。

■共同販売事業

組合が組合員の製品等を共同販売することにより、取引条件の改善、販路の拡張・市場開拓を図ることを目的に行なう。

■共同受注事業

組合が共同受注することにより、取引条件の改善、販路の拡張・市場開拓を図ることを目的に行なう。

■共同購買事業

組合員の事業経営に必要な原材料、商品、什器・備品・資材、機械・器具等を共同購入することにより、適切な原材料等の入手を容易にするとともに、入手価格の引き下げなど取引条件を改善することを目的に行なう。

■共同保管事業

組合員の取扱品を共同保管することにより、保管経費の引き下げ、

物資、製品の保全又は価格の維持を図ることを目的に行なう。

■共同運送事業

組合員の取扱品を共同運送することにより、運送費の引き下げ又は運送貨物の保全を図ることを目的に行なう。

■共同試験・検査事業

組合員の製品、設備、原材料等の試験・検査を行なうことにより、品質の維持向上、規格の統一、安全性の確保、声価の発揚等を図ることを目的に行なう。

■市場開拓・販売促進事業

組員の製品又は取扱商品などの販路の維持開拓を図ることを目的に行なう。

■共同研究開発事業

組合員の事業に係る原材料、製品加工技術、製品（商品）、デザイン等について共同研究開発を行なうことにより、先端技術の導入、ニーズに対応する製品開発等を行い、新たな事業展開を図ることを目的に行なう。

■共同設備提供・共同リース事業

組合員の必要とする機器・装置等の施設を設置し組合員の利用に供することにより、経費の引き下げ、品質の向上等に資することを

目的に行なう。

■教育・情報提供事業

各種の教育及び情報の提供を行なうことにより、組合員の経営及び技術の改善向上、又は組合制度に関する知識の普及を図ることを目的に行なう。

■金融事業

組合員に対し事業資金を貸与し、又は金融機関に対する組合員の債務を保証することにより、組合員の所要資金の充足を図ることを目的に行なう。

■事務代行事業

組合員の経理、労務その他の事務を代行することにより、組合員の事務の合理化・省力化等を図ることを目的に行なう。

■共同労務管理事業

組合員の労務管理に関し共同事業を行うことにより、その改善向上を図ることを目的に行なう。

■福利厚生事業

組合員の福利厚生を図ることにより、その生活面の向上、相互融和を図ることを目的に行なう。

◎詳細は▼本会指導相談室

TEL 043-306-3285

▼松戸支所

TEL 047-368-3992